

刑法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文

目次

○	土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（第一条関係）	1
○	国際受刑者移送法施行令（平成十四年政令第三百四十九号）（第二条関係）	2
○	更生保護法施行令（平成二十年政令第四百四十五号）（第三条関係）	4
○	法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（第四条関係）	6

○ 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公共の用に供する施設等） 第五十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第九十五条第一項第三号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 国、地方公共団体、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者又は同法第四十七条の二の届出をして通所・訪問型保護事業若しくは地域連携・助成事業を営む者が、同法の規定により行う更生保護事業の用に供する施設</p> <p>4 5 6（略）</p>	<p>（公共の用に供する施設等） 第五十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第九十五条第一項第三号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 国、地方公共団体、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者又は同法第四十七条の二の届出をして一時保護事業若しくは連絡助成事業を営む者が、同法の規定により行う更生保護事業の用に供する施設</p> <p>4 5 6（略）</p>

○ 国際受刑者移送法施行令（平成十四年政令第三百四十九号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行							
<p>（法第二十一条の規定による刑法等の適用に関する技術的読替え） 第一条 国際受刑者移送法（以下「法」という。）第二十一条の規定による次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（略）</p>	<p>（法第二十一条の規定による刑法等の適用に関する技術的読替え） 第一条 国際受刑者移送法（以下「法」という。）第二十一条の規定による次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（略）</p>						
<table border="1"> <tr> <td>更生保護法（平成十九年法律第八十八号）</td> <td>（略）</td> <td>第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定又は第五十一条の決定</td> <td>第七十五条第一項の決定</td> </tr> </table>	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）	（略）	第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定又は第五十一条の決定	第七十五条第一項の決定	<table border="1"> <tr> <td>更生保護法（平成十九年法律第八十八号）</td> <td>（略）</td> <td>第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定、第七十五条の二第一項の決定又は第八十一条の決定</td> <td>第七十五条第一項の決定</td> </tr> </table>	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）	（略）	第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定、第七十五条の二第一項の決定又は第八十一条の決定	第七十五条第一項の決定
更生保護法（平成十九年法律第八十八号）	（略）	第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定又は第五十一条の決定	第七十五条第一項の決定						
更生保護法（平成十九年法律第八十八号）	（略）	第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定、第七十五条の二第一項の決定又は第八十一条の決定	第七十五条第一項の決定						

○ 更生保護法施行令（平成二十年政令第四百四十五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（地方委員会における記録の保存）
 第八条 地方委員会は、次の表の中欄に掲げる審理及び決定に関する記録を、その区分に応じ、当該審理を最終した後、それぞれ同表の下欄に定める期間保存するものとする。

（地方委員会における記録の保存）
 第八条 地方委員会は、次の表の中欄に掲げる審理及び決定に関する記録を、その区分に応じ、当該審理を最終した後、それぞれ同表の下欄に定める期間保存するものとする。

項	一～三	四
審理及び決定に関する記録	(略)	イ 保護観察付一部猶予者について、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定め、変更し、又は取り消す処分に係る審理及び決定に関する記録 ロ 保護観察付一部猶予者について、居住すべき住居を特定し、又は当該住居の特定を取り消す処分に係る審理及び決定に関する記録 （削る）
保存期間	(略)	(略)

項	一～三	四
審理及び決定に関する記録	(略)	イ 保護観察付一部猶予者について、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定め、変更し、又は取り消す処分に係る審理及び決定に関する記録 ロ 保護観察付一部猶予者について、居住すべき住居を特定し、又は当該住居の特定を取り消す処分に係る審理及び決定に関する記録 ハ 刑の執行猶予の言渡しを受けて保護観察に付されている者について、保護観察
保存期間	(略)	(略)

五	
(略)	
(略)	

五	
(略)	を仮に解除し、又は当該保 護観察を仮に解除する処分 を取り消す処分に係る審理 及び決定に関する記録
(略)	

改正案	現行
<p>（観察課の所掌事務） 第四十三条 観察課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けてその裁判が確定するまでの者及び勾留されている被疑者であつて検察官が罪を犯したと認めたものの生活環境の調整に関する事。</p> <p>四 （略） 五 更生保護法第八十八条の二に規定する刑執行終了者等に対する援助に関する事。</p> <p>六 更生保護法第八十八条の三に規定する更生保護に関する地域援助に関する事（更生保護振興課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>七 （略）</p>	<p>（観察課の所掌事務） 第四十三条 観察課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者の生活環境の調整に関する事。</p> <p>四 （略） 四 （新設） （新設）</p> <p>五 （略）</p>